新型コロナウイルス感染症で 影響を受けている皆さんへ

各種支援制度をご紹介します。

主な 相談窓口

■料金や申込方法の記載のない

即申込方法·由

間い合わる対象

せ先の内容

電話区定員

ファクス

ル鏑

尾道市新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

 $(20848-38-9448/8:30\sim17:15)$

事業者向け

■支援制度全般に関する相談窓口

商工課(☎0848-38-9182/平日8:30~17:15)

尾道商工会議所(☎0848-22-2165/平日8:30~17:20)

因島商工会議所(☎0845-22-2211/平日8:50~17:30)

尾道しまなみ商工会 (☎0848-44-3005/平日8:30~17:15)

■中小企業・小規模事業者向けの金融や給付金に関する相談窓口

中小企業金融・給付金相談窓口(☎0570-783183/9:00~17:00)

▲最新情報は市 ホームページで ご覧ください。

1人あたり10万円を給付 特別定額給付金

給付対象者 令和2年4月27日に住民基本台帳に記録されている人

給 付 金 額 給付対象者1人につき10万円を、世帯主の口座に一括して振り込みます。

申請締め切り 8月24日(月)

申請方法 感染拡大防止のため、原則、郵送かオンラインで申請してください。

郵送での申請

5月22日までに、市役所から世帯主宛てに申請書を送付しています。 届いた申請書に記入し、必要書類を同封して、返送してください。

封筒に入れるもの

- ①記入した申請書
- ②本人確認書類のコピー
- ③振込先がわかるもののコピー



オンライン申請

マイナポータル (ぴった りサービス) から、必要 事項を入力し、電子申請 してください。

申請後の給付の流れ

市役所へ到着して1週間から10日程度で入金します。

※内容に不備がある場合は、メール、電話、 郵送などで確認をします。早めの返信を お願いします。

! 給付金を装った詐欺に注意

市役所から問い合わせの際、内容の不備をお伝えしますが、個人情報や暗証番号を聞くことはありません。 また、ATMの操作や手数料の振り込みを求める連絡をすることはありません。

圓尾道市特別定額給付金コールセンター (☎0120-630-900)

水道料金

■水道料金の減免

水道料金のうち、基本料金を免除します。

減免内容 2カ月分の基本料金 減免期間 令和2年8・9月請求分

減免対象 全水道使用者

免除額 1カ月あたりの基本料金

家 事 用 1,023円 業 務 用 2,189円

湯屋用 16.940円

※下水道使用料については減免はありません。

圖上下水道局庶務課

(☎0848−29−3411)



子育て

■子育て世帯への臨時特別給付金 (令和2年度)

児童手当の受給者へ対象児童1人につき1万円を 支給します。

児童手当現況届に案内を同封します。児童手当 現況届を提出する必要がない人には、個別に案内 を送付します。

- 図平成16年4月2日~令和2年3月31日までに生まれた児童(3月に中学校を卒業した児童も含む) ※特例給付の受給者、令和2年4月1日以降に生まれたお子さんは対象になりません。
- ■原則不要 ※公務員は9月30日(水)までに所属庁で 証明を受けた申請書を提出。
- 支 給 日 6月29日(月) ※公務員は申請書の審査 が終わった9~10月ごろに支給予定。

支給方法 児童手当登録銀行口座へ振込

圓子育て支援課 (☎0848-38-9205)

徴収猶予

■納税の徴収猶予 「特例制度」

- ○新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入 に相当の減少があった人は、最長1年間、地方税の 徴収の猶予を受けることができるようになります。
- ○担保の提供は不要、延滞金もかかりません。
- ※猶予期間内における途中での納付や分割納付な ど、事業の状況に応じて計画的に納付していただ くことも可能です。

【対象となる地方税】

令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する、固定資産税、市県民税、法人市民税などほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)

- 別次のすべてに該当する納税者・特別徴収義務者
- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間 (1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ②一時に納付し、または納入することが困難な場合

- ※「一時に納付し、または納入を行うことが困難」 かの判断については、少なくとも向こう半年間の 事業資金を考慮に入れるなど、申請者の状況に 配慮し適切に対応します。
- ■令和2年6月30日(対象となる地方税のうち、既に 納期限が過ぎている未納の地方税)か、納期限(納 期限が延長された場合は延長後の期限)のどちら か遅い日までに申請書を提出
- ※一度に申請できるのは納期限が翌月に到来する程度のものです。

提出書類

- ・申請書
- ・収入や現預金の状況がわかる資料(提出が難しい場合はご相談ください。)
- ※該当しない場合や保険料についても、通常の猶予制度に該当する場合があります。
- ※詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページ をご覧ください。
- 圓収納課 (☎0848-38-9210)